



31平環政第530号
令和2年(2020年) 1月14日

平塚市廃棄物対策審議会
会長 原田 一郎 様

平塚市長 落合 克宏

平塚市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、次の事項を諮問する。

記

一般廃棄物処理手数料等に係る生活保護減免制度の廃止について

以上
(事務担当は環境政策課資源循環担当)

諮問 一般廃棄物処理手数料等に係る生活保護減免制度の廃止について

(理由)

条例第32条は、「生活保護法による生活扶助を受けている者」については、一般廃棄物処理手数料等を免除することができるように定めている。

生活保護法における生活扶助については、被保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として支給されるものであり、被保護者は、生活扶助の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであると厚生労働省（旧厚生省）が示している。

厚生労働省によると、生活扶助の中には、粗大ごみの回収料金や家電リサイクルを例示する「粗大ごみの処分代」やし尿の汲み取り料や浄化槽清掃代を例示する「他の清掃代」が含まれているとしている。これにより生活扶助の支給と生活保護を理由とした一般廃棄物処理手数料等の減免措置が「二重給付」にあたると思われる。

そこで、一般廃棄物処理手数料の減免規定から生活保護を除くことについて、検討することを願うものである。

以上